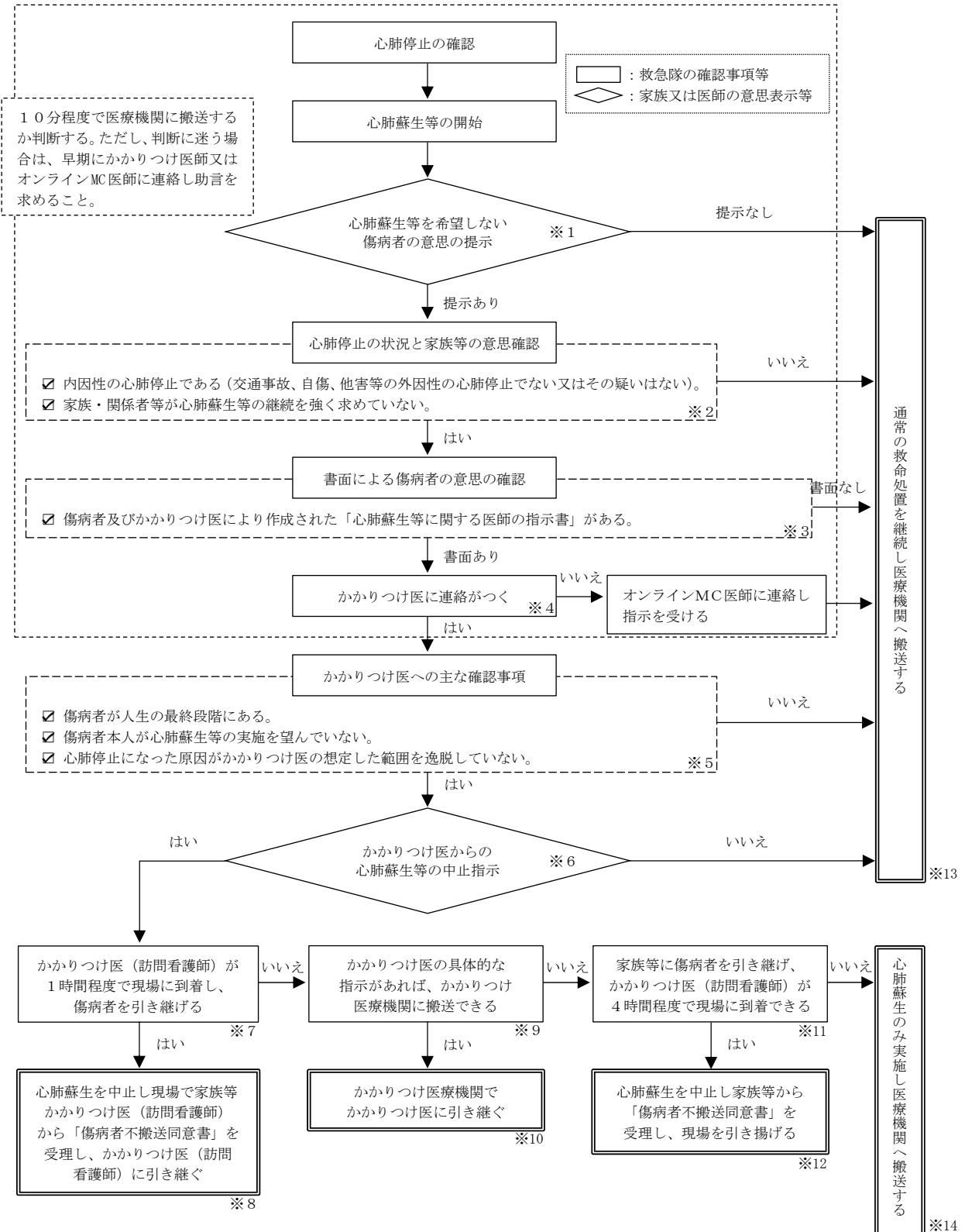


II 人生の最終段階にあり心肺蘇生等を希望しない意思を示した心肺停止事例に対する救急隊活動プロトコル(案)

1 趣旨

終末期の傷病者が心肺停止の状態になった場合において、119番通報をした家族等が心肺蘇生法等の実施を希望しない意思表示をした場合の救急隊活動基準について定める。

2 活動基準



3 基本事項

- (1) 傷病者が明らかに死亡している場合はプロトコルの対象外である。
- (2) 心肺停止を確認したら、心肺蘇生等を希望しない旨の提示の有無に関わらず、心肺蘇生等を開始する。
- (3) 心肺蘇生等の中止は、かかりつけ医の中止指示（他の医療機関に搬送する場合除く）があつて初めて中止する。
- (4) 判断に迷うことがあれば心肺蘇生等の継続を優先し医療機関へ搬送する。
- (5) かかりつけ医の指示事項をオンラインMC医師に連絡し承諾を得る必要はなく、必要に応じて連絡すること。ただし、医師の具体的指示が必要な救急救命処置を実施する場合は、オンラインMC医師から具体的指示を受けること。
- (6) 呼吸停止・ショック等の緊急性の高い病態（心肺停止を除く）にあり、救命活動中に、家族等から「人生の最終段階であり、心肺蘇生等を希望しない意思等の提示」があれば、かかりつけ医に連絡し指示を仰ぐ。かかりつけ医に連絡がつかない場合は、救命活動を継続する。

4 プロトコル補足

※1 心肺蘇生等を希望しない傷病者の意思の提示

ア 救急隊側から積極的に傷病者の意思を確認する必要はない。

ただし、心肺蘇生等に関する医師の指示書が事前に医療機関から消防局に情報提供されている場合、現場状況を考慮の上、救急隊から家族等に傷病者の意思を確認する。

イ 書面の提示をもって、傷病者の意思の提示とする。

ウ 直ちに書面の提示がない、又は家族等から意思表示がない場合は救命活動を継続する。

エ 傷病者の意思が確認できず、家族等が延命処置を希望しない場合は、かかりつけ医の有無を確認する。かかりつけ医がいる場合は、次のステップへ進む。いない場合は、「提示なし」に進む。（オンラインMC医師に連絡する際、家族が延命処置を希望していない旨を報告すること。）

※2 心肺停止の状況と家族等の意思確認

ア 外因性心肺停止とは、交通事故、自傷、他害等を起因とした心肺停止を言う。なお、誤嚥による心肺停止についても、原則、外因性心肺停止として通常の救命処置を継続し医療機関に搬送するが、判断に迷う場合はかかりつけ医に連絡し助言を求めること。

イ 一見して傷病者に明らかな外傷が確認できない場合であっても状況から外因性心肺停止の疑いがある場合や判断に迷う場合は、早期にオンラインMC医師に報告し、助言を求める。それでも判断に迷う場合は通常の救命処置を継続し医療機関に搬送すること。

ウ 心肺蘇生を望まない傷病者の意思が確認できるものの、心肺蘇生等の継続を求める家族等がいる場合は、心肺蘇生等に関する医師の指示書の提示を求め、書面に記載されたかかりつけ医に連絡し助言を求める。

※3 書面による傷病者の意思を確認

書面が家族等のみで作成されている場合、かかりつけ医の署名又は記名押印がない場合、患者（代諾者）署名日から1年以上経過している場合や、患者が未成年の場合や意識障害などで患者本人が署名できない場合で代諾者（保護者・親権者等）の署名がない場合は、傷病者の意思等を確認できる書面としない。

※4 かかりつけ医へ連絡がつかない場合

オンラインMC医師に連絡し、下記図表の内容を伝達し助言を求める。

オンラインMC医師への伝達事項

| 傷病者の状況 | 心肺停止の状況 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 年齢、性別 | 心肺停止に至った状況 |
| 散瞳の有無（5mm以上）、対光反射の有無 | 心肺停止の目撃の有無 |
| 心電図波形 | 家族や関係者の心肺蘇生等の希望有無 |
| 除外項目 | 家族や関係者による心肺蘇生の実施の有無 |
| 内因性心肺停止である（交通事故、自傷、他害の外因性心肺停止でない） | かかりつけ医療機関、既往症・現病歴・生活歴 |
| 家族・関係者が心肺蘇生等を強く求めていない | |

※5 かかりつけ医への主な確認事項

いずれか1つでも該当しない場合は通常の救命処置を継続し医療機関に搬送することを基本とするが、かかりつけ医から心肺蘇生の中止指示があった場合は次のステップに進む。

※6 かかりつけ医からの心肺蘇生等の中止指示

- ア 心肺蘇生等の中止は「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない。
- イ かかりつけ医以外（オンラインMC医師は除く）の医療従事者からの指示や伝聞による指示は、かかりつけ医からの中止指示があったとみなさない。
- ウ かかりつけ医から中止の指示がない場合は、救命処置内容を確認し医療機関に搬送すること。
- エ 医療機関に搬送後、オンラインMC医師に連絡し、経緯を報告すること。
- オ 心肺蘇生中止後も、医師による死亡診断までは、命ある身体として傷病者に対応する。

※7 かかりつけ医への引き継ぎ確認

- ア かかりつけ医（かかりつけ医と連携している看護師含む）が概ね1時間程度で到着できるか確認する。
- イ かかりつけ医（かかりつけ医と連携している看護師含む）に引き継ぐまでの心肺蘇生は、実施しないことを基本とし、その旨を家族等に説明すること。
- ※ かかりつけ医が必要と判断した場合はその限りでない。

※8 現場でかかりつけ医へ引き継ぎ

- ア かかりつけ医（かかりつけ医と連携している看護師含む）、家族等へ「傷病者不搬送同意書」の記載を求める。記載を拒否された場合はその旨を救急活動記録票に記載すること。
- イ 引き継ぎ完了後、オンラインMC医師に連絡し、経緯を報告すること。

※9 かかりつけ医療機関への搬送

- ア かかりつけ医（かかりつけ医と連携している看護師含む）が概ね4時間程度 （地理的な状況によってはこの限りではない）で到着できるか確認する。
- イ かかりつけ医から、かかりつけ医療機関へ搬送するよう具体的な指示があった場合は、救急隊は、かかりつけ医が死亡診断した傷病者（ご遺体）を自宅等へ送り返すことができないことを説明し、了承を得られた場合のみ搬送する。
（注）原則、普通走行とするが、救急隊が必要と判断した場合はその限りでない。
- ウ かかりつけ医療機関へ搬送する際の心肺蘇生は実施しないことを基本とする。
（注）かかりつけ医が必要と判断した場合はその限りでない。

※1 0 かかりつけ医療機関でかかりつけ医に引き継ぎ

医療機関に搬送後、オンラインMC医師に連絡し、経緯を報告すること。

※1 1 家族等へ引き継げるかどうかを確認

ア 家族等に引き継げる場合は、かかりつけ医にその旨を連絡し了承を得ること。

イ 家族等に引き継げない場合、又はかかりつけ医から了承を得られない場合は、心肺蘇生のみ実施し、その他の医療機関に搬送すること。

エ 医療機関に搬送後、オンラインMC医師に連絡し、経緯を報告すること。

※1 2 現場で家族等への引き継ぎ

ア 家族等に十分に経緯を説明し、納得した上で「傷病者不搬送同意書」の記載を求める。

記載を拒否された場合は、その旨を救急活動記録票に記載する。

イ 家族等に引き継いだ後、オンラインMC医師に連絡し、経緯を報告すること。

※1 3 通常の救命処置を継続し医療機関へ搬送

「通常の救命処置」とは、救急隊による一次救命処置及び二次救命処置とする。

※1 4 心肺蘇生のみ実施し医療機関へ搬送

「心肺蘇生のみ」とは、胸骨圧迫と人工呼吸を行う処置とする。

4 事後検証について

心肺蘇生望まない意思を示した心肺停止事案で不搬送とした事例は、救急活動記録票に記録し、地区MC協議会において事後検証を受けるものとする。

5 用語の定義

| | |
|---------|---|
| D N A R | 心肺停止に陥った傷病者に対して蘇生の処置を試みないという医師の指示のこと。 |
| 心肺蘇生等 | 胸骨圧迫、人工呼吸の組み合わせによる心肺蘇生、A E Dを用いた電気ショック、更には薬剤投与や気管挿管等の二次救命処置を含めたもの |
| かかりつけ医 | 人生の最終段階における医療・ケアの方向性の決定に関わっている医師または、かかりつけ医療機関の医師、かかりつけ医と連携している医師 |
| 人生の最終段階 | 回復不可能な疾病の末期等にあること。 |
| 家族等 | 家族、同居者（内縁等）、施設職員等。 ※弁護士や司法書士等の成年後見人は、治療に対する同意権がなく、傷病者が意思能力を喪失した後に選任されるため、家族等に該当しない。一方、親族が後見人に就任している場合は、家族等に該当する。 |

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和●年●月●日から施行する。